



# 令和2年度 横浜市委託事業

## 特別養護老人ホーム等におけるICT活用促進事業



令和2年7月8日(水)



公益社団法人かながわ福祉サービス振興会  
ロボット・ICT推進課

# 特別養護老人ホーム等における I C T 活用促進事業とは？

# 横浜市 高齢施設課 補助金事業

## 特別養護老人ホーム等におけるICT活用促進事業

新たな技術を活用したICTのテクノロジーは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労する為の環境整備として有効性が期待されています。

そこで、横浜市は補助金を活用して、横浜市内の介護サービス事業所等へICT導入を支援し、更なる普及を目指します。

介護サービス事業者

メーカー・販売店

補助金申請窓口  
(かながわ福祉サービス)

横浜市

(1)

見積書の依頼 (購入、リース、レンタル)

(2)

申請書の提出 (各種必要な書類)

申請書の受付・確認

(3)

提出

・申請書の審査  
・交付の決定

(5)

交付決定通知書の送付

決定通知書の受取り

交付決定通知書の送付

(4)

決定通知書の受取り

(6)

契約の締結 (購入、リース、レンタル)

補助事業の実施

(7)

介護ソフト等の導入

(8)

報告書の提出 (各種必要な書類)

報告書の受付・確認

(9)

提出

報告書の審査

補助金の受取り

補助金の振込み

(10)

# 補助金の特徴（ポイント）

# ポイント1 : 補助金交付の対象者



介護保険法による指定又は許可を受けている**横浜市内の下記の事業所**

- ① **特別養護老人ホーム**
- ② **介護老人保健施設**
- ③ **ショートステイセンター**

## ポイント2 : 補助金を受ける際の主な条件



- ★ 介護スタッフの負担軽減の為の事業計画書(ICT導入後3年間の① 達成すべき目標 ② 導入すべき機器 ③ 期待される効果等)を作成する。
- ★ ICT導入によって得られた効果(介護スタッフの負担軽減の度合い)を客観的な評価指標に基づいて報告書を作成する。

# ポイント3 : ICT関連の機器等に対する補助額



- ★ **令和2年度**におけるICT関連の機器等の**購入**や**レンタル・リース**が対象です。
- ★ **施設の職員数**(常勤換算・小数点第1位を四捨五入)に応じて、**1施設**あたりの補助上限額(**対象経費の4分の1**)は異なります。
  - ・職員 1人～10人の場合: **50万円**
  - ・職員11人～20人の場合: **80万円**
  - ・職員21人～30人の場合: **100万円**
  - ・職員31人以上の場合 : **130万円**



# ポイント4 : 補助対象の経費



- ① タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア
- ② ソフトウェア(対象外:開発の際の開発基盤)
- ③ ネットワーク機器の購入・設置(対象外:通信費)
- ④ クラウドサービス
- ⑤ 保守・サポート費
- ⑥ 導入設定・導入研修
- ⑦ セキュリティ対策
- ⑧ ICT導入に関する他事業者からの照会等に  
応じた場合の経費等
- ⑨ その他市長が必要と認める経費

# ポイント5 : 補助対象経費の留意点



- ① **令和2年度中(令和3年3月分まで)に係る経費のみを対象とする。毎月支払いを行う利用料やリース費用も対象になりますが、対象となる期間は令和2年度中(令和3年3月分)に限ります。**
- ② **タブレット端末等のハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象です。**  
(例)  
介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図る為のインカムなどICT技術を活用したものが対象です。
- ③ **運用に必要なWi-Fiルーターなど、Wi-Fi環境を整備する為に必要な機器の購入・設置の為に費用も対象です(対象外:通信費)。**

## ポイント6 : 補助対象経費に含まれないもの



- ① 消費税及び地方消費税
- ② 事業所に置くパソコンやプリンター
- ③ すでに国及びその他の補助金(除: 神奈川県ICT導入支援事業補助金)を受けているもの
- ④ 交付決定前に購入又はレンタル・リースしたもの(除: 令和2年4月1日(水)以降に新型コロナウイルス対策で業務改善の利用を目的に導入したICT関連の機器等)
- ⑤ その他市長が必要と認めない経費

# ポイント7 : 補助金申請書の受付期間



## ★ 受付期間

令和2年7月8日(水)~

7月15日(水)必着

## ★ 提出方法

郵送

## ★ 補助金申請窓口

(公社)かながわ福祉サービス振興会

ロボット・ICT推進課

# 提出に必要な書類

# 申請時に係る提出書類

NO	書類名
1	様式1 補助金交付申請書
2	様式1付表 役員等氏名一覧表
3	様式2 所要額調書
4	様式3 事業計画書
5	申請者の概要を記した書類 ※注1
6	指定通知書又は許可通知書の写し(有効期限内のもの)※注2
7	職員数が分かる書類 ※注3
8	導入する又は導入したICTのカタログ等
9	見積書の写し
10	契約書又は発注書の写し(令和2年4月1日(水)以降)※注4

**注1)** 登記事項証明書の写しや法人案内書など、法人の住所や法人の代表権者が確認できるもの

**注2)** 県又は市町村から交付されている指定通知書・許可通知書の写し

**注3)** 「勤務形態一覧表」(常勤換算の数値を入れたもの)。無い場合は「運営基準や勤務シフト表」

**注4)** 新型コロナウイルス対策で業務改善の利用を目的に導入したICT関連の機器等

# 報告時に係る提出書類

NO	書類名
1	様式7 事業実績報告書
2	様式8 精算額調書
3	様式9 事業実績報告書
4	契約書又は発注書の写し
5	支払いを行ったことを証する書類の写し ※注1
6	導入した機器の写真 ※注2
7	補助金交付請求書(振込先金融機関口座など)

**注1)** 領収書や振込済みの画面コピーなど、支払いを行なったことが確認できるもの

**注2)** 導入した機器全ての写真

# 補助対象機器の範囲・種類



# 補助要件(ポイント1)

- ★ **記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフト**であること(転記等の業務が発生しないこと)。
- ★ **複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により、一気通貫となる(転記等の業務が発生しなくなる)場合も対象とする。**

# 補助要件(ポイント2)

---

- ★ 導入する介護ソフトは、**日中のサポート体制を常設している**ことが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。
- ★ 研究開発品ではなく、**企業が保証する商用の製品**であること。

## 補助要件(ポイント3)

- ★ **既に介護ソフトによって一気通貫**となっている場合は、新たに**タブレット端末等**や**バックオフィス業務用のソフト**を導入することのみも**対象**とする。
- ★ 但し、タブレット端末等を導入する際にあっては、**必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用**すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。
- ★ 個人情報保護の観点から、十分な**セキュリティ対策**を講じること。なお、**導入機器をオンライン面会で使用する**ことは**差し支えない**。

## 補助要件(ポイント4)

- ★ タブレット端末等による**音声入力機能の活用を推奨**すること。
- ★ 厚生労働省において、令和2年度より「CHASE」(ケアの内容や利用者の変化などに関わる情報を収集・蓄積する為に新たに構築するデータベース)の運用を開始する予定であることから、**CHASEによる情報収集に協力**すること(タブレット等のみを導入する場合も同様)。
- ★ 導入の成果を**横浜市へ報告**するとともに、ICT導入に関して**他事業者からの照会等に応じる**こと。

# 令和2年度 補助対象となる介護ソフト

令和2年6月29日(月)時点

記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている  
介護ソフトであること

カナミッククラウドサービス	カイポケ
ワイズマンシステムSP	介舟ファミリー
ほのぼのNEXT	H2介護システム
H2看護システム	H2通所システム
ナーシングネットプラスワン	SmileOne
HOPE LifeMark-WINCARE	HOPE LifeMark-WINCARE Cloud

複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに  
新たに業務機能を追加することで一気通貫となること

ブルーオーシャンノート	Care-wing(介護の翼)
-------------	-----------------

# お問い合わせ先

補助金申請書類、補助金内容など、不明な点があれば



★★★ 補助金申請窓口 ★★★

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

ロボット・ICT推進課 担当:加藤、小池、得永

電話:045-662-9538(直通) FAX:045-671-0295

メールアドレス:robot@kanafuku.jp

**ご清聴ありがとうございました。**